

№. 42

市町村名	担当部課名	T E L	直通・内線	F A X
武豊町	生活経済部 環境課	0569-72-1111	内線 353	0569-72-1326
住 所	〒470-2392 知多郡武豊町字長尾山2		担当者氏名	宇 井
U R L	http://www.town.taketoyo.lg.jp/		E-mail	kankyo@town.taketoyo.lg.jp

(1) 【 補助金額 】 (単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	332,000	—	11～20人槽	補助しない	—
6～7人槽	414,000	—	21～30人槽	補助しない	—
8～10人槽	548,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

(2) 【 令和4年度の補助計画基数 】 (単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
4	1	1					6

前年度実績基数 (1基)

(3) 【 補助対象地域 】

市街化調整区域 (農業集落排水事業認可区域を除く)

(4) 【 特定地域の有無 】 無

(5) 【 補助対象条件 】

現に使用している既存のみなし浄化槽又は汲取便槽を廃止して、処理対象人員10人以下の浄化槽を設置しようとする者

(6) 【 欠格要件 】

- ①浄化槽法 (昭和58年法律第43号) 第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者
- ②新增築住宅建築に伴い浄化槽を設置する者。この場合において、新增築住宅とは、新築、増築を行う際に、建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条第1項に基づく確認を必要とする住宅をいう
- ③専用住宅等以外の建築物に附帯する浄化槽を設置する者
- ④専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ⑤町税を滞納している者

(7) 【 補助金交付申請書に添付する書類 】

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ②設置場所の案内図
- ③専用住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ④工事請負契約書の写し
- ⑤登録証の写し、登録浄化槽管理票C票
- ⑥保証登録証
- ⑦のみなし浄化槽等の現況写真
- ⑧前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

(8) 【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：事業完了後1ヶ月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い期日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し (補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- ②浄化槽法定検査契約書の写し及び浄化槽法定検査依頼書の副本
- ③工事写真
- ④前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください